と新しいもの、大きいものと小さいものとでは誰でもその經濟價値が異ふことがわかる。そこで多數の專門家を集めた委員が設備や土地などに付て夫々嚴正公平に評價したものを綜合してその會社の評價が出來上るのである。製鐵所と合同して作業を營みやすいといふやうな工場に對しても製鐵所は其の爲に何等の犧牲を拂ふものではない。現在其の工場が有する經濟的價値に依つてのみ評價するものであるから、ボロ會社救濟の爲に合同するものではない。大體當局[illegible]會社を救濟するために合同を[illegible]通らぬのである。御話の中に、買收すれば救濟にならぬが半官半民の會社にするならば救濟になるといふことがあつたが、之は考へ方が違つてゐる。評價さへ適當であるならば何れにするも同じことである。殊に半官半民として置けば、萬一事業が不成績の場合、何れの株主も無配當になるが、公債を發行して買收すれば不成績の場合にでも利息は拂はなくてはならないのである。又主義として此の事業は國防上官營でやるべしといふ御考へはよく判るが、今回の案では合同會社の株の過半數は如何になつても常に政府が持ち、株は日本人でなくては持たれぬことに法律上なり又軍事上必要なる義務を負ふので心配は要らない。又十二社全部を買收することは現在の我國の財政狀態から考へて却々出來難きことでもある。一部は買收し他は買收せぬといふ事では計畫にはならぬ。要するに買收して合同する案と又目下計畫中の合同案との優劣は主義の問題であり、又政府としては各般の事情を考慮して進めて居るのであるからこれ以上繰返さない。合同實現の後に於ても現在の狀態がさう大して變ることはないと我々は考へて居る。製鐵所は從來直に採算上利益にはならなくても斯業將來の爲を慮つて色々と施設したこともあるが、合同後と雖も此の方針は繼續せられるものと思ふ。軍事上の點に於ても心配はない。

配當に付ては、何分かに制限するといふのゝ、最高を制限しようといふので、下の方を保證するといふのではない。一體製鐵事業は外國との競爭が激しいのであるから、益々設備を改良して能率を上げ、又不況時の對策のために、配當を制限するが至當であると考へて居る。之は北樺太の石油會社にも例があつて、儲けた時に配當を制限して將來の必要に備へさせてゐる。[illegible]不安であると云ふ御意見があるが、之も杞憂に過ぎない。といふのは會社になつても政府の力は法律に依つて會社に及び、又政府の持株となる此の八幡の工場は、現在の他の全製鐵會社を合したよりも經濟價値に於て優つてゐる。鋼材生產を比較して見ても、量の上からは國內全生產高の半數より稍少いが、當所は銑鋼一貫作業であり、半製品を他に供給してゐるが、民間工場は銑鐵、半製品、屑鐵を他より得て居るのが多いので、他の會社を全部集めても此の製鐵所には及ばぬ。斯様に政府の力が常に强いことになつて居るので心配はいらない。諸君が主義として反對する氣持は我々にも解つて居るが、民營になれば政黨政治の弊害が及ぶといつて政府そのものを信用出來ないと云ふならば、現在の製鐵所は政府の經營であるから、同様に心配でなくてはならぬ筈である。只民間の資本が入ると云ふ點はあるが、之とても全部合しても政府の力には及ばず、又各般の事情を異にする各方面の資本が關與するのであつて北樺太の石油會社の如き例を見ても懸念はいらないと思ふ。

次に私自身の言つた事丈では安心出來ないといふが、私は長官を何時やめるかも判らぬだけでなく、更に何時死ぬかも判らぬと考へて仕事に當つてゐる。何時私が死んでも代つても、諸君に對してお話したことは他の同僚が居り、又此の私の言葉は其の儘「くろがね」に掲載されて後日に遺るから安んじて可なりと思ふ。勞働條件や共濟組合その他の問題も、形式や程度は今の處明言出來ないが、事前に依り必要に應じて政府から會社への命令條件に入れて貰ふとか其の他の方法で安心出來るやうにしようと思つて居る。

事業の計畫、變更、益金の處分等は北樺太石油會社では總て政府の認可[illegible]居るが、[illegible]ら。又一般的に政府の監督を受けるので諸君が心配する様な少數資本家に勝手氣儘に切り廻されてどうのかうのといふ様な懸念もいらない。

製鐵合同反對對策委員會の名で發表された反對理由に揭げられた懸念は殆ど大體に於て尤もなことであるので、其の樣な不安のなき樣にと我々は努力して居るのである。其の中、ものに依つては命令條件に加へて貰はうと思ふ樣な形も取りたいと考へて居ることは先刻來話した通りである。

勤續年數の打切に付ても諸君の不利益にならぬやう考へてゐるが、只今其の方法はお話しするまでになつて居ない。共濟組合の加入年限は其の儘引繼がるべきものと思ふ。

合同案議會提出の時期に付ては目下商工省に於て事務的に折衝中であるから、私からは申上げられない。細部に付ては本懇談會終了後私は勞務部長と共に上京して打合することにしてゐる。

松本君の御話ねは餘程理窟張つたものであるが、政府に於ても又私としても最も適當と信ずる案を立て、議會の協贊を得て實行し、諸君の不利益にならぬやう努力しつゝはあるが、諸君の諒解を得た上でなくては計畫出來ぬといふべき性質のものではないと思ふ。

職員、職工、職夫とも凡て新會社へ引繼ぐべきであるが、形式に付ては研究中である。官吏は當然廢官になる。尤も當分は殘務の取扱があるので一部分は殘ることにならうが、何れにしても職員にも不利益にはならぬやうに考慮して居る。

勞働條件に付ては商工省、大藏省とも何回も話して居り、近く勞務部長も上京して練りに練つて餘す處なくやりたい。

諸君の御意見は綜合して私には解つてゐるので、以上大體お話したつもりであるが、なほ解らぬ點があれば後日御諒解する機會があらう。

之に對して懇談會員側は更に質問を繰り返し反對の意見を述べ、中井長官更に起つて左の如く說明を補足され、約束の閉會時間午後五時となつたので、明日は本問題の懇談を續行するか打切るかを未決定の儘閉會した。

中井長官

【中井長官】最後に今少しく付け加へたい。幸君は今期議會に法律が通過してからだとどうしても合同せなければならないので無理が出來はしないかとの御話があつたが、考へ方は吾々も同じであるが結論は違ふ。即ち今或る範圍內丈でも話を纏めてと云ふ事になれば短期間に各般の折衝を要するが、法律通過後話が付いた分から順次合同すると云ふ事にすれば、政府の適當と信ずる方法で强く進める筋合で少しも無理が起らないと考へて居る。

又松本君の御話中、私の一昨年の話の事に觸れて前回と今回との差異に付て云つて居られるが、前回の合同計畫の際の政府の行き方は、當時此の儘に放任して置いては內地の製鐵業は印度銑鐵に壓迫されてしまふので、之を防止する爲に關稅障壁を高くする政策をとらねばなるまいといふことになつたのである。處が其の儘では適當でないから、多年唱導されて來た製鐵業の大合同と關聯させて提案しようといふことであつたので、今回程には進捗して居なかつたし、政府の根本的態度も懇談會當時迄には決してゐなかつたのであるから私は其の內容に付何等話をしなかつた。然るに今回の合同案は昨年の春から我々の方から進んで話し出してゐる。それは已に政府の根本的態度が決して居るのと又一面には今日政府の財政狀態はどうかと云ふと、歲出は歲入で足らずして公債を發行して辛うじて補ひをつけてゐる有樣であ[illegible]諸般の經濟上の狀況から考へて、將來當分の間は利益を收めることの見込が付き得る。獨立會計だからとて、國家の窮乏を外に、その益金を製鐵所だけで使ひ果す譯にはゆかぬ。此の事は中央でも左様に考へて居り今まで製鐵所の益金は全部製鐵所の爲にのみ使つて居たが、今後は益金の相當部分を政府に納むることに改むべき時期に到達してゐるのだと思ふ。そこで當所の利益を國家財政に寄與する爲何等かの措置を要する點から云つても私は先づ製鐵所を民營とし、將來の大合同に進むべきであると思ふ。全部の會社の合同に付ては始めから無理をせずに漸次話をした方が實現の可能性が多い樣に思ふ。來なければ來なくてもよい、時はかゝるが結局合同は實現すべきものだといふ態度、此の强い行き方でやる方が無理がなく、又嚴正公平な評價も出來る譯である。只今のやうに製鐵所は官營、一般會社は民營といふ形では何時迄經つても合同が出來ないので、先づ製鐵所を民營にして段々無理がないやうに合同しようといふのが今回の計畫である。

合同に關する商工省案は大體既に出來て居るが、大藏省との交涉が殘されて居るので、未だ具體的に發表すべき時期ではないけれども、從業員諸君の不安を除く爲に、判つて居る點だけを先刻私から進んでお話しした次第で、その態度が先年とは異つて居ると、諸君から思はれたところである。

なほ勞働條件その他を法律に入れよといふ御意見もあるが、內容は案が出れば判るが大體日本の法制の立前としては何でも彼でも法律に入れるのではなくて、事の大小輕重によつて法律、勅令、省令、命令等と色々の形式になつて規定されるのであつて、此の合同案にしても法律のみではなく、[illegible]とることになるが、結局諸君の心配してゐるやうなことにはならぬと考へて居る。

第二日

午後一時より開會、第一日に引續き製鐵合同問題の懇談を行ふこととなり、先づ懇談會員側より左の通り十二箇條の質問書を提出されたのに對し磯谷勞務部長は前日の長官のお話の御趣旨に基き答辯書を作製し長官の承認を得て左の通り讀み上げられた。

製鐵官民合同問題ニ對シ質問條項

一、官業ヨリ民營ニナル時從業員ハ繼續スルカ解雇スルカ

二、勤續年數ハ打切ルカ繼續スルカ

三、解雇手當ハドウスルカ

四、合同デ解雇ハ生マナイカ

五、合同後ノ他會社ニ轉備ハナイカ

六、共濟組合補助金ハドウナルカ

七、購買部ハ如何ナル方法デ存續サセルカ

八、病院ノ諸制度ガ劣惡ニナル事ナキヤ

九、官舍ノ家賃ヲ取ル樣ナ事ナキヤ

十、本社ガ東京移轉ノ場合從業員トノ交涉ハ如何ニスルカ

十一、合同後勞働條件ヲ劃一的ニ統制スルカ

十二、待遇問題ヲ未決定ナラバ長官ハ合同反對ノ態度ヲ取ルガ至當デハナイカ

答

一及四、從業員は全部新會社に引繼がれることになり實質的に解雇することはない。

二及三、新會社に引繼ぐことに依り勤續年數に依る利益を害する樣なことはせない。其の方法に付ては目下折衝中である。

[illegible]、本人の[illegible]なしに轉備すると言ふ樣なことはない筈だ。

六、法令又は新會社設立の際に政府より發する命令條件等に依り從來通りの補助義務を新會社に命ずることになる。

七、法人にする等適當の方法を以て存續させる。

八及九、會社になつたからとて從來と變る樣なことはない筈。

十、現在でも長官は東京に居られる事が多いし、假に本社が東京に移轉することがあつても事務處理は現在と大差ないから、別に不便になる樣なことはないと思ふ。

十一、各工場は夫々永年の歷史沿革もあり、地方的事情等も異るから、勞働條件を劃一的に統制しようとしても、むしろ困難に屬する。

十二、待遇問題は合同案と併行的に考慮されて居る。

之に對し幸懇談會員は「長官の誠意ある御答辯に感謝するが、今後[illegible]中央に對しては反對運動を續ける考へである」旨を述べて懇談を打切り、それより步增三割本給繰入の件等の問題に入り長時間に亘つて懇談を重ねた上議案第八號以下を一擧千里に懇談した。最後に閉會に當つて中井長官は從業員に對する愛情を披瀝して左の如く挨拶を述べられた。

中井長官

【中井長官】合同問題に付ては諸君から熱心な御意見の發表があり、昨日私から之に付てお話もしたのでありますが、諸君は懇談會は今回が最後であると言はれた向もありましたが、私は假令此の合同が實現して、製鐵所が政府の監督の下に事業をする營利會社となつても、懇談會は依然存續すべきものと思つて居ります。諸君に對する現在の待遇なり、又將來如何に進むべきかに付ては、幾度でもお話して居る通り、今日のものが最低とは考へて居らぬので、今後も能ふ限り努力する考へであります。尤も現在他の工場と比較しますと、製鐵所の諸君に對する待遇は割合に善くなつて居るのであります。此の點は諸君が昨日來普通の民間會社同樣の待遇にならぬやうに低下しないやうにと心配されて居る點から見て、諸君も認めて居られるものと思ひます。然し私は之を以て滿足するものではありません。設備の方面と待遇の方面が兩々相俟つて改善される時に始めて產業の健全なる發達が期し得られるものであると私は考へて居ります。

次に節約獎勵制度(記者註、此の制度は昭和八年一月限り廢止されることゝなり、本懇談會の席上でその旨發表された)は御承知の通り、一昨年當所の收益による從業員諸君の減收を何等かの方法で緩和したいといふことで考へられたものでありましたが、之は早急の間に合せて立案せられたので、そこに幾分無理があり、今日迄は會計檢査院に對する說明も濟まして來ましたが、今後はどうしてもいけなくなつて來た。節約獎勵金を出すといふことが筋道が立たなくなつて來たのであります。然し不意に此の廢止を行ふことは穩當でないと考へて、從業員諸君の代表者が參集して居る此の機會にお話して、其の已むを得ざる理由を諒解して貰つたわけでありまして、何卒懇談會員諸君が之を引受けて歸るといふ風にお考へになるには當らぬと思ひます。

それは兎に角、如何なる理由があるにもせよ、此の制度の廢止によつて或る工場では直ちにそれだけの減收となります。

尤も物價と給與との關係は先刻給與課長より說明した通りでありますから、給與が惡いといふ理由はないのでありますが、其の爲に直ちに減收となることは氣の毒であるから、當局としては出來る丈け減收にならぬやうに努力しつゝあるのであります。事業活況の傾向によつて勞働日數の增加が期待せらるゝことは先刻部長の話の通りであります。

次に物價騰貴に對して收入が之に伴はぬと云ふ點に就ては、之は職工のみではなく職員でも同じことであるが、之は全般的に社會の事情に伴ふて行くべきものと思ひます。

又賞與に付ては其の時の事情に應じて多寡があるのが當然であつて、今日の如き事情の下では相當增額してもよいのであります。昨年末に於ては未だ全體の見透しがつかなかつたので、差當りあれ丈けを增額したのであります。

我々は總ての點に亘り從業員諸君の待遇が合理的に改善せられ、諸君が快く仕事に從事してこそ產業は發展するものであると考へて居るものでありますから、諸君の方でも餘り理窟張つて考へないで、眞に製鐵事業の發展の爲に努力されるやう切望する次第であります。

又繰返して云ふが假に會社となつても私は諸君の待遇等は今日より少しも變らぬ筋道であると考へて居る次第でありますから、此の點は懸念なく働いて貰ひたいと思ふのであります。(終)